

石垣市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石垣市港湾施設管理条例(昭和47年石垣市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表2中「

けい船料	岸壁	1 けい留24時間までごとに総トン数1トンまでごとにつき	3円	ただし、石垣港に船籍を有する20トン未満の漁船は、無料とする。
------	----	------------------------------	----	---------------------------------

」を「

けい船料	岸壁	1 けい留24時間までごとに総トン数1トンまでごとにつき	4.5円	ただし、石垣港に船籍を有する20トン未満の漁船は、無料とする。
		2 大型旅客船利用 総トン数1トンにつき、けい留24時間までごとに	14円	大型旅客船とは、5,000トン以上の旅客船をいい、泊地に停泊する場合も同額とする。

」に改め、使用料算定の基準中1を次のように改める。

- 1 時間、日、重量、容積又は面積を単位とする場合に、それぞれの数値に小数点以下の端数が生じた場合は整数に切り上げる。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、別表2中使用料算定の基準1の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。